

平成30年鞍手町議会第5回定例会会議録（第1号）						
平成30年 6月 6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成30年 6月 6日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成30年 6月 6日 午後1時27分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯉坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席 12人 欠席 1人 欠員 0人						
会議録署名 員	4	宇田川 亮		5	竹内利一	

職 務 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局次長	長浦良	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
				保険健康 課長	芝野英和	出欠
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成30年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月6日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第40号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同規約の変更について
- 日程第4 議案第41号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について
- 日程第5 議案第42号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第6 議案第43号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第7 議案第44号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第8 議案第45号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第9 議案第46号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第10 議案第47号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第11 議案第48号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第12 議案第49号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第13 議案第50号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第14 議案第51号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第15 議案第52号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第16 議案第53号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第17 議案第54号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第18 議案第55号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第19 議案第56号 鞍手町工場立地法準則条例
- 日程第20 議案第57号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第58号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算
- 日程第23 議案第60号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第61号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除

平成30年6月6日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成30年第5回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の廃校に向けての生徒の募集停止について、行政報告をいたします。

平成30年3月の定例議会の施政方針において、豊翔館のあり方については、豊翔館あり方検討委員会からの提言を受け、今後の方針を述べさせていただきました。

提言では、生徒数の減少に起因する普通交付税の減少や施設の老朽化による改修工事費等の増加も見込まれることから、町立で運営していくことは難しく、また県立学校への移管も見込めないため、廃校もやむを得ないとする内容でございました。

ただし、この提言のまとめの中では、平成30年度の入学者数の状況によっては存続の余地がある旨の付言がされておりました。

本年度の豊翔館の入学者数は、定員80名に対して26名であり、定員の約3割程度の状況であったこと、また、新入生のうち町内生徒が3人、全学年で見ても5人しか在学していない状況となりました。

これらを踏まえ、4月18日に開催された第1回鞍手町教育委員会において、豊翔館のあり方について改めて協議された結果、提言のとおり廃校に向け、平成31年度より生徒の募集を停止するという結論に至った旨の報告を受けましたので、豊翔館設置者として廃校に向け所要の手続きを進めてまいりましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております平成29年度鞍手町繰越明許費、繰越計算書、鞍手町地域防災計画書、第7期鞍手町高齢者保健福祉計画書、及び第5期鞍手町障害福祉計画書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において4番議員 宇田川亮君及び5番議員 竹内利一君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの14日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月19日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第40号から日程第5 議案第42号までの3件を一括して議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第40号から 日程第5 議案第42号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第40号から 日程第5 議案第42号までの3件は、筑紫郡那珂川町が平成30年10月1日から市制を施行し那珂川市になることから、福岡県自治会館管理組合、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合及び福岡県後期高齢者医療広域連合の規約の変更の協議について、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

日程第3 議案第40号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について及び日程第4 議案第41号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更については、地方自治法第290条の規定に基づき、日程第5 議案第42号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議については、地方自治法第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体として本議会の議決をいただくものであります。

以上が、日程第3 議案第40号 から 日程第5 議案第42号までの3件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第40号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第40号から議案第42号までの3件については、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第40号から議案第42号までの3件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第40号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更についてを採決します。

本案について、これに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてを採決します。

本案について、これに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議を採決します。

本案について、これに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第6 議案第43号から 日程第18 議案第55号までの13件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第6 議案第43号から、日程第18 議案第55号までの13件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第43号から 日程第18 議案第55号までの13件は、鞍手町農業委員会委員13名の任命の同意であります。

平成27年9月に農業委員会等に関する法律の一部が改正され、改正前の農業委員の選出方法は、選挙制と市町村長の選任制の併用で選出されておりましたが、改正後は、農業委員の推薦・公募を実施し、その内容等を公表した上、議会の同意を得て市町村長が任命することに改められました。

次期農業委員の任期は、平成30年7月20日から平成33年7月19日までの3年間あります。

なお、候補者13名の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますのでご参照下さい。

以上が、日程第6 議案第43号から 日程第18 議案第55号までの13件の提案説明であります。

ご審議の上、ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第43号から 議案第55号までの13件について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第43号から 議案第55号までの13件については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第43号から 議案第55号までの13件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第43号から 議案第55号までの13件について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第43号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に 相葉富雄氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第43号は同意することに決定しました。

次に、議案第44号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、石田祐二氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第44号は同意することに決定しました。

次に、議案第45号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、遠藤幸男氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第45号は同意することに決定しました。

次に、議案第46号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、栗田英洋氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第46号は同意することに決定しました。

次に、議案第47号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、栗田美和氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第47号は同意することに決定しました。

次に、議案第48号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、幸田剛氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第48号は同意することに決定しました。

次に、議案第49号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、小長光隆氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第49号は同意することに決定しました。

次に、議案第50号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、白石信幸氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第50号は同意することに決定しました。

次に、議案第51号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、田中 勉氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第51号は同意することに決定しました。

次に、議案第52号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、筒井浩一氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第52号は同意することに決定しました。

次に、議案第53号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、花田貴志氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第53号は同意することに決定しました。

次に、議案第54号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、福本 平氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第54号は同意することに決定しました。

次に、議案第55号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、安永洋一氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第55号は同意することに決定しました。

次に進みます。

日程第19 議案第56号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第19 議案第56号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第19 議案第56号は、鞍手町工場立地法準則条例であります。

本条例は、平成28年5月の法改正により工場立地法に係る事務の権限が県から町へ移譲され、国が定めた基準の範囲内において、工場立地に必要な緑地等の面積割合を緩和できるようになったことから、当該面積割合等を規定した準則を条例として制定するものであります。

以上が、日程第19 議案第56号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第20 議案第57号及び日程第21 議案第58号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第20 議案第57号及び日程第21 議案第58号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 0 議案第 5 7 号は、鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、厚生労働省が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、放課後児童支援員になる基礎要件において、学校教育法に規定する学校の教諭となる資格を有する者から教育職員免許法に規定する教育免許状を有する者に改められたこと、また、これまで高等学校卒業で 2 年以上の実務経験などの要件が必要であったものが、5 年以上の実務経験があつて市町村長が適当と認めたものについては、基礎要件として追加されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に日程第 2 1 議案第 5 8 号は、地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、地方独立行政法人法が一部改正されたことに伴い、くらて病院の各事業年度の実績評価や中期目標期間の事業評価などは鞍手町長が行うこととされ、これにより、町長がそれらの評価などを行うとき、その評価等に対し評価委員会の意見の申述を受けることとするため、その所掌事務等については、くらて病院評価委員会条例に定める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第 2 0 議案第 5 7 号及び日程第 2 1 議案第 5 8 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 2 議案第 5 9 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 2 2 議案第 5 9 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 2 2 議案第 5 9 号は、平成 3 0 年度鞍手町一般会計予算であります。

平成 3 0 年度鞍手町一般会計予算につきましては、3 月 7 日開会の 3 月定例会において議案第 1 9 号として提案いたしました。賛成少数で否決されたことに伴い、3 月 3 0 日開会の臨時会において議案第 3 0 号として平成 3 0 年度鞍手町一般会計暫定予算を提案し、可決していただきました。

この暫定予算の期間につきましては、本年 4 月 1 日から 6 月 3 0 日までの 3 か月間とし、当初予算成立までの間の行政の中断を防ぐためのものであることから、今回、平成 3 0 年度鞍手町一般会計予算を編成したものであります。

なお、暫定予算は当初予算が成立したときはその効力を失うこととなり、暫定予算に基づく支出等は当初予算に吸収されることとなります。

まず、平成 3 0 年度一般会計予算の総額は、平成 2 9 年度と比較して、歳入歳出それぞれ 4 億 3, 1 0 3 万 6 千円、率にして 6. 0 % の増額となる 7 6 億 5, 0 7 6 万 7 千円として

おります。

次に、議案第19号でご審議いただきました平成30年度鞍手町一般会計予算と比較いたしますと、歳入歳出それぞれ1億1,838万8千円、率にして1.5%の減額となる予算編成となっております。

減額の主なものにつきましては、新庁舎建設に伴う事業費であります。

2款総務費では、小牧墓所移転に伴う郵便料、設計測量委託料、工事費及び補償費は計上し、それ以外は減額しております。

これにより庁舎等建設事業費では、7,025万9千円の減額となっております。

また、10款教育費では、石炭資料展示場移転事業費等の庁舎等建設関連で5,625万4千円の減額となっております。

具体的には、議案とともにお配りしております「参考資料平成30年度鞍手町一般会計予算と3月提出予算との比較」をご参照いただくことをご説明に代えさせていただきます。

以上が、日程第22 議案第59号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願います。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第23 議案第60号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第23 議案第60号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第60号は、平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、総務費の一般管理費委託料で、国民健康保険高額療養費の自己負担区分の細分化に係るシステム改修費を追加するもので、委託料の追加に伴い県支出金及び繰入金を追加するものです。

歳入歳出それぞれ1億1,838万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億9,521万9千円としました。

以上が、日程第23 議案第60号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願います。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第24 議案第61号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 2 4 議案第 6 1 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 2 4 議案第 6 1 号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 3 0 年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、平成 3 0 年度分の固定資産税の課税免除申請が企業 1 1 社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第 2 4 議案第 6 1 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日 7 日から 1 0 日までの 4 日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日 7 日から 1 0 日までの 4 日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 1 3 時 2 7 分